

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|---------------------|-----------------------|----------------------------|--|--|
| 1 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 建設部 | 下水道課 | 農業集落排水事業について | 現在、湯本地区には「湯本南方地区排水施設維持管理組合」という組織があり、設立から二十数年が経過している。 「花巻市農業集落排水等汚水処理事業」における今後の経営方針として、公共下水道への接続時期はいつ頃を目途にしているのか。又、接続した場合利用者の負担はどのようなのか伺いたい。 | 「湯本南方地区農業集落排水」は、小瀬川、金矢、目の目、狼沢、湯本の一部地区の汚水を「湯本南方クリーンセンター」で処理しているが、「湯本南方地区排水施設維持管理組合」には、市が湯本南方クリーンセンターの清掃や敷地内の草刈りなど(業務委託)をお願いしており、大変お世話になっている。 公共下水道への接続について、岩手県は令和4年8月に「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」として、県内各自治体の農業集落排水の公共下水道への接続方針などをとりまとめている。本市においては一部公共下水道への接続が進んでいる農業集落排水はあるものの、全体としては今後その可能性について検討する必要があるところであるため、岩手県の「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」においては花巻市内の農業集落排水施設を「将来における公共下水道への接続の有効性を検討する」施設と位置づけている。 公共下水道への接続の有効性については、このまま農業集落排水を使い続けた場合の施設の維持管理費や更新費用と公共下水道に接続した場合の接続工事の費用やその後の維持管理費などの経済性の比較により判断することとなるが、仮に施設の維持管理費または将来における更新費用を小さくすることができるかと判断された場合においても、短期間に発生する接続工事に対する市の負担が大きいと想定されることから、花巻市内の農業集落排水施設を公共下水道に接続するかどうかを決定するためには、市の財政状況などを含めて検討していくことが必要だと考えている。 従って、このような状況から公共下水道に接続するか否かが決定するとしても公共下水道への接続時期につきましては「未定」ということになるが、検討の開始時期については、国の交付金を活用して行うために令和6年度以降に行う予定としているところである。また、公共下水道への接続工事費用に要する財源は、現時点では国の交付金と地方債等が想定されるものの、地方債の返還金を含めた自主財源を確保するために利用者に負担を求めることとなるかについては、接続の検討を始めていない現時点において、お話しできる状況にない。 |
| 2 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 商工観光部 農林部 建設部 | 商工労政課 農政課 都市政策課 | 二枚橋地区に隣接する南寺林地区の産業団地計画について | 以前、二枚橋地区に隣接する石鳥谷町南寺林地区に産業団地を造成する計画があったと聞いているが、現在の状況について伺いたい。 | 南寺林地区における産業団地の開発については、旧石鳥谷町において、平成4年に当該地区の団地開発の計画を立ち上げたものの、事業化の目途がつかず、平成18年1月の4市町合併にあたり前石鳥谷町長から花巻市長職務執行者に交付された旧石鳥谷町の平成18年1月1日付事務引継書に「南寺林地区について、賃貸機能を有する産業支援団地として、岩手県土地開発公社事業として事業着手していただくよう、花巻市と連名で要望したところであり、花巻市をはじめ関係機関との連携の下、早期に実現していただきたい。」と記載されており、岩手県土地開発公社による事業として賃貸工場の建設を実現すべきことが新花巻市に引き継がれていたが、平成18年9月に行われた市議会定例会の一般質問に対し、市が同公社にお願いしたところ、「同公社とすれば新たな事業展開はないとのことであり、同公社にそのようなお願いをすることは断念せざるを得ない」と答弁をしている。 なお、本案件については、合併前に旧4市町による花巻地方合併協議会によって策定された平成17年2月付新市建設計画への掲載はされておらず、また、前花巻市長から花巻市長職務執行者に交付された旧花巻市の平成18年1月1日付事務引継書にも、そのような要望は記載されていない。 このように、旧石鳥谷町が新花巻市に引き継いだ岩手県土地開発公社による事業として賃貸工場の建設を実現すべきことについては合併後早々に断念されており、その旨は市議会に一般質問に対する答弁として伝えられていたが、平成29・30年度に市が実施した新たな産業団地の整備の検討では、南寺林地区を新たな産業団地の候補地の一つとして検討し、令和元年9月に策定した「国土利用計画花巻市計画(第2次)」においても、南寺林地区を含む5ヶ所を新たな産業団地の候補地として位置付けた。 この5ヶ所については、二枚橋地区、実相寺山の神地区のほか、南寺林地区、花巻流通業務団地地区、花巻PASマートインターチェンジ地区となっている。 このうち、二枚橋地区及び実相寺山の神地区については、都市計画法に規定する用途地域に指定されており、早期の開発が可能であったことから、二枚橋地区についてはその一部を市が造成の上、大和ハウス工業株式会社に売り払い、同社において物流施設が設置されたほか、残る部分についても同社が独自に造成、同様の施設の整備を進めている。 また、実相寺山の神地区においては、(仮称)花南産業団地として整備を進めることとし、そのうちの一部12haについては設計、用地買収を進めており、今年度は埋蔵文化財調査を実施の上で造成に着手する予定としている。 一方で、南寺林地区を含む残り3地区については、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる「農振法」に基づき、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として農業振興地域の農用地区域となっており、本地区を開発しようとする際には、このことが大きな課題となる。 南寺林地区の例に基づいて説明すると、当該地区は花巻第一工業団地内の東北日東工業株式会社の北側、株式会社新興製作所及び花巻バイオチップ株式会社の貯木場の東側、約12haの一団の土地であり、当該地区は先ほど申し上げた「農業振興地域」となっている。 なお、旧花巻市と旧石鳥谷町の行政区域の境界を境として、旧石鳥谷町側は農業振興地域の農用地区域に、旧花巻市側は都市計画法に規定する用途地域のうち工業専用地域に指定されており、旧花巻市側の現新興製作所や花巻バイオチップ等が立地している花巻第一工業団地として、旧花巻市が岩手県土地開発公社にお願いして整備したものである。 農地を農地以外の用途に転用するためには、まず、農振法の規定に基づき「農業振興地域の農用地区域から除外」する手続きが必要であり、同法律に定められた①事業計画の必要性、緊急性、規模の妥当性、代替性及び他法令の許認可の見込みがあること、②農地の集団性を崩さないこと、③農業経営や集積に影響がないこと、④土地改良施設への影響がないこと、⑤土地改良事業の実施完了の翌年度から起算して8年以上経過していること、の5つの要件全てを満たすことが必要である。 これら5つの要件の①のうち「他法令の許認可の見込みがあること」があることから、農地法に基づく農地転用許可が得られる見込みも必要となるため、農用地区域からの除外に際しては、農地法の規定による農地転用の許可基準も合わせて満たす必要がある。 また、同じく①のうち「規模の妥当性」の要件を満たすためには、事業用地として転用する農地面積の算出根拠が必要となるため、農用地区域からの除外を検討する際に、立地する企業が具体的に決定しており、工場や駐車場の配置計画など具体的な計画を有することが必要とされている。つまり、立地を希望する具体的な企業が無いなかで、市が産業団地を造成した後、立地を希望する企業を募集し、用地を売却するというようなことを目的とした農用地区域からの除外は現行の制度上認められないものと認識している。 立地を検討する企業からすると、当該区域に合致した工場配置計画などを検討・策定した上で、農業振興地域の農用地区域から除外する手続き、さらに農地を転用する手続きを踏む必要があり、民間企業が望むようなスピーディーな投資計画とのタイムスケジュールが合わないこととなる。 なお、当該地区は、農業振興地域内の農用地区域となっていることに加えて、国営かんがい排水事業(豊沢ダム)の受益地となっており、事業実施主体である農林水産省及び豊沢川土地改良区からは、同事業が令和7年度に完了する予定と伺っているため、先ほどの農用地区域から除外する要件の5番目の「土地改良事業の実施完了の翌年度から起算して8年以上経過していること」を満たさなくなることから、事業完了後8年間にあたる令和8年度から令和15年度の間は、南寺林地区は原則として農用地区域から除外できなくなる。 このことから、市では現在においても市内に立地を希望する企業や既に市内に立地している企業が新たな用地の取得を希望する場合などには、南寺林地区についても先に説明した当該地区の課題を説明しながら、南寺林地区に立地することについて検討をお願いしており、国営かんがい排水事業(豊沢ダム)が完了し、農用地区域からの除外が極めて困難になる前に企業立地を進めるよう努めているところである。 |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|---------------------|-----------------------|-------------------|---|--|
| 3 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 農林部 | 農政課 | 農業振興地域について | 農業振興地域の指定について、どのような形でどのくらいの期間指定されているものか伺いたい。 | <p>【農林部長】 農業振興地域制度については、県がエリアを指定し、その中に花巻市が農用地区域を指定するというものになっている。農業振興地域の見直しについては、5年に1度見直しが行われることになっており、今年が見直しの年となっている。</p> <p>【市長】 農業振興地域の指定については、最近になって指定されたというのではなく、昭和45年から指定されているものである。花巻は豊かな農業地帯であったために、ほとんどが農業振興地域に指定されている。北上市には荒野もあったために、農業振興地域に指定されなかった土地もあり、その結果工業地帯を作ることができたということである。 かつては花巻市においても一部農振除外をしたところはあるかと思うが、50年前と今ではガイドラインの中身も異なっていると思われる、現在、農振除外をしようとする場合には、①事業計画の必要性、緊急性、規模の妥当性、代替性及び他法令の許認可の見込みがあること、②農地の集団性を崩さないこと、③農業経営や集積に影響がないこと、④土地改良施設への影響がないこと、⑤土地改良事業の実施完了の翌年度から起算して8年以上経過していることの5つの条件を満たす必要がある。 立地を希望する具体的な企業が無いなかで、市が工業団地を造って企業に売却することは認められず、農振除外をする場合には、企業が具体的な計画を作成し、5つの条件を満たした場合に認められる可能性があるということである。</p> |
| 4 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 商工観光部 農林部 建設部 | 商工労政課 農政課 都市政策課 | 南寺林地区の団地整備について | 今の説明について、南寺林は候補地の一つではあったが、立地を希望する企業がないために団地整備ができないということではないか。 | <p>立地企業の具体的な計画がなければ、農振除外が認められないということである。このことについては、県や土地改良区に改めて確認しているが、やはり、企業の具体的な計画が必要とのことであった。 また、この地域において、もう一つ問題となるのは土地改良事業の受益地となっているということである。土地改良事業が完了すると、その翌年から8年間は農振除外が認められなくなってしまうが、当該地域は現在改良が進められている豊沢ダム受益地となっている。 こうした状況において、市としては、具体的な計画を作ってくれる企業を探したいと考えている。 また、豊沢ダムの改良事業が完了する前に、南寺林地区に農地を所有する人達に豊沢ダムの受益地から外れてもらうことについて了解していただくということも可能性としては考えられる。受益地から外れるということは、その農地に豊沢ダムの水を使えなくなるということであり、米を作れなくなってしまう。売却先の企業が見つかる保証もないために、難しいことだとは思いますが、将来を考えてご協力いただけるかということをお話する必要があると考えている。 花巻市全体の団地の整備や企業の立地の状況を見ながら検討していく必要があるが、今年中にやらなければいけないというものではないので、様子を見ながら対応について考えていく。 今、市が整備を進めている山の神実相寺の産業団地については、花巻市でお金を出して整備を進めているが、具体的な手続きは土地開発公社にやっていただいている。 平成29年、30年に企業に声をかけた際には、南寺林地域についてはほとんど企業の反応がなかったが、最近では興味を示している企業も出てきている。今後具体的な動きがあるかは分からないが、市としては、興味を示されている企業に具体的な計画を作ってもらい、農振除外ができるよう国や県に働きかけていきたい。</p> |
| 5 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 農林部 | 農政課 | 受益者からの同意集めについて | 土地改良区の役員も務めており、最近も同意の判子集めをしたばかりである。受益者から同意をもらうとなると何千人という話にもあると思うので、厳しいのではないかとと思う。 | <p>農地を持っている方で、農作物を作っていない方や畑地化してもいいという方からは同意をいただけるかもしれないが、米を作っている方にとっては相当な負担をかけてしまうことになるので、理解を得るのは難しいかと思う。 また、4ヘクタールまでは国との協議が必要ないとされているが、4ヘクタールを超える場合には農政局との協議が必要となり、農振除外及び農地転用をするのが非常に厳しいものになる。 日本の米の生産量は減少しており、約700万トン生産されているが、この量は昭和20年頃の生産量とほぼ同じ量である。いざとなると日本人は飢えてしまうという状況にあり、国として水田を大事にしていかなければいけないため、農政局の判断も厳しいことは間違いないことである。</p> |
| 6 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 市民生活部 | 生活環境課 | 地区外住民からのごみの投棄について | 二枚橋地区の産業団地に通う人が増えており、地区外の方がごみ集積所にごみを捨てていくということがある。企業ができて活性化になるのはありがたいが、ごみの対策について考えてもらいたい。 | <p>地区外の方がごみを捨てていくことへの対策については、市としてもいいアイデアがない状況である。 北上市ではごみの有料化を行っており、他の地区でも地域外から来る方が地域で管理しているごみ集積所にごみを捨てているようだという話が出ている。 防犯カメラをつけるという案もあるかと思うが、個人のプライバシーに関わることで難しいと思うので、そういう現場を見たら注意するという地道な取り組みをするしかないのではないかとと思う。</p> |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|-------|---------|-----------------------|--|---|
| 7 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 建設部 | 道路課 | 道路舗装について | 二枚橋地区の産業団地ができたことにより、朝晩の交通量が増えている。 砂利道の農道をスピードを出して走られることもあり危険であるので、舗装等について配慮していただきたい。 | 砂利道の舗装については、地区要望として建設部に提出いただきたい。 花巻市の市道のほとんどは国からの補助金をもらって整備をしており、国の補助金を活用する場合には簡易舗装ではなく立派な舗装をする必要があるが、トラックなどの大型車の通行がなく、地域の方の乗用車が通る程度の場所については、市独自の維持補修費を使って舗装をしている。 100メートル、200メートル程度の距離であれば、市独自の予算で整備をする対象になり得るので、道路課に相談いただきたい。 国の補助金を活用した整備をするものについて、老朽化が進み補修が必要な場合や通学路の場合であれば予算が付きやすいが、そうでないものについては中々認められない。 今年も国の補助金を活用した整備を28か所新規に行うこととしており、順調に進んでいるものの、他の地区との兼ね合いもあり、順番が回ってくるまでに時間がかかる可能性がある。 市の予算で対応する簡易舗装であれば、対応できる可能性も高くなるため、まずはご相談いただきたい。 |
| 8 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 地域振興部 | 防災危機管理課 | 自主防災組織への支援について | 防災危機管理課では自主防災組織の活動に力を入れて取り組んでいるようであり、高齢者の1人世帯も増えていることから、非常に大切なことだとは思いますが、活動するにしても予算がない。 介護センターの方々と連携しながらの対応も必要だと思っているが、予算がないので配慮していただきたい。 | 【地域振興部長】 自主防災組織については、各行政区単位で作っていただくということで、まずは組織化を優先してほしいということで進めてきたものである。 必要な備品等については、コミュニティ会議の支援事業を活用して購入している地区もある。また、市でお話しを伺い、国や県の補助事業の活用したり、不足する部分については市としての支援も検討してきたところである。 今後活動を進めていく上では、皆様方にとどのような支援が必要かということを考えていく必要があると思うので、地域の皆様と一緒に考えていきたい。 【市長】 自主防災組織の備品等については、市からコミュニティ会議に出している交付金を活用して購入することができる。 ここ数年はコロナ禍においてソフト事業を行えないコミュニティが多くあり、ハード事業に使ったり、各地区に交付金を出すという使い方をするコミュニティが多かった。 コミュニティ会議の予算も潤沢とはいえないとは思いますが、地域づくりに使っていただくという目的で交付金を配分しているものであるため、そうしたものを使っていただきたい。 自主防災組織については、負担をかけすぎることにはできないと思っており、高齢者への声かけなど市職員の手の及ばない範囲のことについて、出来る範囲で対応していきたいと思っている。 その上で、活動を進めるために市からお金を出すということについては、検討の余地はあると思うが、花巻市の昨年度の決算は560億円ほどの見込みであり、それに対して市税は115億ほどで、ほとんどは国の補助金によって事業を行っている状況である。 先ほどお話しした道路整備などのハード事業に対しては国から多くの補助金が出ているが、ソフト事業については国の支援のプログラムに当てはまらないものは、全て市のお金で行わなければならない。 こうした状況から、ソフト事業に使えるお金は限られており、その中から子育て支援なども考える必要があるため、簡単にお金を出せる状況ではないことをご理解いただきたい。 |
| 9 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 地域振興部 | 地域づくり課 | 地域づくり交付金の配分基準等について | 地域づくり交付金について、どのような基準で各地区に配布しているか、また使い道についてどのような基準を設けているか伺いたい。 | 地域づくり交付金については、市内27のコミュニティ会議に対して合計2億円を交付しており、その配分については、均等割、世帯割、面積割で積算している。 交付金の用途については、飲食や全員に配布する記念品、政治的・宗教的なものへの使用は認めていないが、地域課題の解決のために必要なものについては、ハード、ソフトどちらにもお使いいただけるものとなっている。 市では、各コミュニティにおける交付金の使い方について、総会資料等を基に確認をしている。 |
| 10 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 地域振興部 | 地域づくり課 | コミュニティ会議事務職員への報酬等について | 事務局員への報酬等の支払いもあるかと思うが、市では基準を設けているか。 | コミュニティの事務局員については、振興センターや社会体育館の管理をしていただいております。その分については指定管理料として予算措置をしている。 指定管理業務外の部分については、例えば夜間に会議等がある場合の時間外手当や会長の月額報酬等については、地域づくり交付金の対象として認めている。 |
| 11 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 地域振興部 | 地域づくり課 | 地域づくり交付金の用途に関する指導について | 地域づくり交付金の使い方について、湯本地区ではほとんど変わらず、総会の場でも意見が出ないため、同じことが続いている。 市から、他の地区でどのような使い方をしているなどの指導はしてもらえないのか。 | 総会の場で議論をするのは難しいと思うので、普段から地域で話し合ってもらうのがいいと思う。 市で指導することについて、この制度は各地区にお任せするというで始まった制度である。 数年前に岩手大学の先生をお呼びしてコミュニティ会議の方々と話させていただいた際には、ハード事業については市で行い、コミュニティ会議にはソフト事業に専念してもらう方がいいという話も出た。これを受けて、2年ほどかけて様々な話し合いをしてきたが、地区によって様々な意見があり、実態も異なることから、同じ基準で統一するのは無理だという結論となった。 市から地区の取組に口を出すことはできないが、各地区の取組については、市のホームページ等で紹介しており、参考にしていきたい。 |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|-------|--------|--------------------|---|--|
| 12 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 農林部 | 農政課 | 花巻の農業について | 花巻は以前から農業振興地域と言われて いる。 自分は兼業農家をしていたが、農業政策 は関東方面の農業と東北の雪の降る地域 を一緒に考えられている状況であり、 続けられなくなって生産組織にお願いする ことにした。 市内にも農業団体があるので、そういった 方々と協議をして、花巻の農業についてよく 考え、県や国に広げていただきたい。 | 食用米の需要は減ってきており、コロナ禍において外食が減っているということもあるが今は年間10数万吨減っており、実際には700万トンの生産でも間に合うよ うな状況になっている。今後さらに需要がなくなるといことも間違いない。 輸出すればいいという話もあるが、世界中で値段の高い日本米を購入するという方は少なく、業務用米としての購入を考えても100万トンなどという量にはならない と思う。 そうした状況で食用米の生産を減らさなければいけないというのは、そのとおりだと思う。 花巻には水田が約1万2,700ヘクタールあるが、今年、食用米を生産しているのは6,300ヘクタールほどしかない。 野菜や果樹については作る方の手間がかかることから、生産量が減少している。花巻のリンゴはとでも人氣があり、作れば間違いなく売れる状況ではあるが、生産 者が減っている。野菜についても、スマート農業を取り入れて行っているが、生産は増えない状況となっている。 残りの部分については、飼料用米や小麦、大豆を生産しており、これは国にとっても望ましい状況であり、国から相当お金が出ている。 日本で食用米の700万トンがなくなったら飢えてしまうが、いざとなれば飼料用米も食べることができるし、大豆や小麦も穀物の生産になる。 農水省では、5年間水張をしない水田については水田活用の直接支払交付金の対象としないという話をした。市ではこれに反対し、結果的に、農閑期に1か月間水 張をすればいいということになった。農水省としては妥協した結果であるが、市としては、水張するにしても農閑期に水利権がないこと、また、小麦であれば5年に一 度の水張をできるかもしれないが、他のものではできないものもあるという実態に合わせて対応してほしいということをお願いしているところである。先日、農水省の課長 が来られた際には、5年に一度という原則は変えられないが、実態からみて無理な部分については話し合いに応じてほしいという話をいただいている。今後、もう一度農水省 と話し合う予定としており、5年に一度の水張ができない部分については少し延ばしてもらいたいという話も引き続き水田活用の直接支払交付 金を活用できるようにし、農業を守っていくように動いているところである。 畑地化についても、5年間は十分な補助金を出すという話を国はしているが、その後どうするのかという問題がある。大豆や小麦についても、たくさん生産できる状 況でなければ補助金が必要であり、関東と同じ考えでできるものではない。農水省に、畑地化をしているところもあるという話だがどこでやっているのか、また、花巻 の北上盆地の中は大規模化しており、関東と遜色ないと思うが、そこで十分な収入が得られないというのはおかしいのではないかと聞いたところ、畑地化をしている のは北海道の旭川などの一部地域のみで、関東でも畑地化はできていないとのことであった。このことから、市としては畑地化の補助金については、5年ではなく、よ り長期的な支援が必要であると話をしているところであり、農地を守っていくために今後もうした方向で進めていきたいと考えている。 |
| 13 | R5.5.19 | 市政懇談会 | 湯本 | 農林部 | 農政課 | 収入保険の掛け金補助に ついて | 農業をしており、収入保険にも加入してい る。 高齢化が進み、体調を崩すこともあり、昨 年は減収となってしまった。 このような状況であることから、今後も収 入保険の掛け金の補助については継続し ていただきたい。 | 収入保険の掛け金補助については、一時的なものということで始めた制度であるが、今後も一部続けるということで進めているところである。 【参考(農林部)】 令和3年度に事業を開始し令和5年度までの3年間、新規加入者、継続加入者の掛け金の自己負担分の1/2を補助してきたものである。3年が経過し、補助事業を 始めた年に新規加入を検討した農業者が今年度申し込み可能となることから、現在の新規加入者、継続加入者の掛け金の自己負担分の1/2補助については令 和5年度で一区切りとするが、令和6年度以降も補助を継続することとし、その内容については、現在、検討を進めている。 |
| 14 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 健康福祉部 | 健康づくり課 | コロナウイルス感染症につ いて | 5月8日よりコロナ感染症の分布が2類か ら感染力、重症化が低い5類へと移行との 事だが、花巻市としての対応はどの様なも のか。 | (健康福祉部長) 新型コロナウイルスについては、5月8日より、感染症法上の分類が2類から、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行した。 移行に伴い、国も県も新型コロナウイルスの対策本部は5月8日で廃止しており、花巻市においても対策本部は同日付けで廃止とした。 今回の5類移行を受けて、法的な制限ができなくなることから、市の施設の利用制限ガイドラインも廃止したところではあるが、サーモカメラや市窓口のパーテーショ ン、消毒用アルコールは感染予防のため当面の間、設置を続けることとしている。 そのほか、市が行う対策は、主に感染予防の呼びかけ・周知と、ワクチン接種となる。 マスクの着用をはじめとする基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることとなったが、感染防止に有効なことから、マスクの着用や十分な換 気、手指の消毒などについて周知していく。 新型コロナワクチン接種については、特例臨時接種として、本年度は引き続き自己負担なく接種が受けられる。 1・2回目の接種を終えた、追加接種の対象となる5歳以上の全ての方を対象に9月を目途に接種を開始する予定ですが、高齢者等重症化リスクの高い方等には、 春開始接種として5月8日以降、1回の接種を実施する。 重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患のある方、医療機関や施設の従事者については4月中旬に接種券を送付しており、5月以降、年齢の高い方から順次接 種予約の案内をお送りし、5月22日から個別医院での接種を始めている。 なお、コロナワクチン接種については、国において来年度以降はインフルエンザと同様に個別の医療機関での接種による定期接種の扱いとする予定であり、市の 行う接種についても、今年度は段階的にインフルエンザと同じような個別接種へ移行していくこととしている。春開始接種では集団接種を実施するが、秋からは、イン フルエンザと同様にご自分で医療機関へ連絡して予約していただくこととなる。 新型コロナウイルス感染症にかかる市の対策本部は廃止したことから、健康福祉部において感染状況の情報収集を続けているところであり、必要に応じて市役所 内で情報共有するとともに、今後、病原性の強い新たな変異株が発生したり、急激な感染拡大となった際などには、再度対策本部を設置して必要な対策を講じること としている。 (市長) マスク着用については、基本的に個人の判断となる。 振興センターを含め、市の施設の利用については一切制限がなくなるので、飲食を含めた振興センターの利用については、管理者やイベント等の主催者の判断で 実施していただいて結構である。 今日の新聞で神楽の関係者の意見として、5類移行後も公演会場での消毒や検温、来場者の記名が面倒であるとの記事が掲載されており、我々としては周知が 徹底されていないことについて大変申し訳ないと思っている。市として、そのような対応をお願いしているものではないので、ご自身の判断で行っていただきたい。 |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|-------|--------|---------------------|---|--|
| 15 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 健康福祉部 | 健康づくり課 | コロナウイルスの感染状況の把握について | 市では毎日の感染状況は押さえているか。 | 市では毎日の感染状況を把握していない。 以前は、感染者が保健所に連絡することで、県が完全に人数を把握していた。昨年から、花巻市民の感染者数は分からないが、花巻市内の医療機関を受診して感染が確認された場合に、医療機関から県に報告された人数と、個人で抗原検査を行って県に直接報告された人数が発表されており、正確性という点では非常に問題がある数字であった。 5月8日以降は定点で医療機関を指定して、その医療機関での感染者数を1週間ごとに県が発表することとなったため、花巻市内の全医療機関での感染者数も県で把握しておらず、市ではますます分からないという状況である。 |
| 16 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 健康福祉部 | 健康づくり課 | コロナウイルスの感染状況の把握について | コロナの感染状況についての県のお知らせを見ると「〇〇」と表示されているが、それが人数なのか。 | (健康福祉部長) 特定の医療機関を指定して、1週間の感染者数を集計し、1か所当たりの平均値という形で公表されることになっており、5月8日以降は全国でこのような取り扱いとなっている。 (市長) 感染拡大の状況を把握しようという程度で、毎日の感染者数までは把握しないということに国の方針が変わったものである。 |
| 17 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 農林部 | 農村林務課 | 害獣駆除の現状とこれからの対応について | 新堀4区では昨年、お寺の敷地、民家の小屋等3件、日中でも熊の出没があった。農地には電気網等を設置しているが、軒先に入って来る状態である。花巻市での駆除はどの様な件数なのか。また何か良い対策があればお知らせいただきたい。 | 花巻市内のツキノワグマの状況は、令和3年度が目撃件数196件で、捕獲数は24頭、令和4年度は目撃件数は191件で、捕獲数は16頭である。令和5年5月15日現在では、目撃件数17件、捕獲数0頭となっている。昨年度の同時期と比べると、目撃件数が6件ほど増えているが、今年の春が暖かかったことにより熊の活動が早まったものと考えている。 岩手県は、ツキノワグマによる被害を減少させるため、令和5年度の捕獲上限頭数を県全体で686頭に設定した。令和4年度の捕獲上限頭数の626頭より60頭多く、過去最大の捕獲上限頭数となった。 ツキノワグマが出没した際の対応は、岩手県が定める「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」において、追払いが原則とされているが、人身、農林業被害の防止を目的とする場合に捕獲が認められている。 ツキノワグマの捕獲の際には岩手県の許可が必要であるが、緊急時に限り県から配分された頭数の範囲内で市の判断により捕獲することが認められており、花巻市が市の判断により捕獲できる頭数は令和4年度、令和5年度とも28頭である。 市ではツキノワグマの被害に遭わないための対策をホームページと市広報で周知しており、ホームページでは随時、広報では5月1日号に掲載したほか、次回は8月1日号に掲載を予定している。 具体的には、「ラジオなど音の出るものを携帯する」、「ツキノワグマの行動が活発になる早朝、夕方には周囲に気を付け、森林のそばの農地は、ツキノワグマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の木の伐採を行う」、「できるだけ単独での行動を避ける」、「ツキノワグマを誘因する生ごみや野菜・果実の廃棄残渣を適切に処理し、果樹園は収穫後の放置果実を適切に除去する」、「ツキノワグマは収穫物の収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底する」、「草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質や、コンポストの発酵臭もツキノワグマを誘因するため保管場所等に注意する」、「墓地のお供えものは持ち帰る」、「不要な果樹(柿、クリ等)は伐採を検討する」などの対策を皆様へお願いしている。 市では、ホームページや市広報での周知に加え、花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し有害鳥獣の捕獲活動を行うとともに、有害鳥獣対策支援員を任用して6月から10月の間2人体制で、週3日(月・水・金曜日)ツキノワグマの目撃情報があった地域を重点的にパトロールを行い、ツキノワグマが出没の際は農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が警察、猟友会、市の関係部署へ速やかに情報共有を図る体制を整備し、初動対応を強化している。 さらに、有害鳥獣対策アドバイザーを任用し鳥獣対策に関する相談に対応するとともに、希望する集落に向いて研修会も行っているのご相談いただきたい。 |
| 18 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 健康福祉部 | 長寿福祉課 | 花巻市湯のまちホット交流事業について | 高齢者の介護予防意識の向上や健康増進を図る為の事業とのことだが、利用状況はどうか。 利用したくても高齢で車がなく、利用できる人が限られていないか。 利用券で行ったらあまり良い顔をされなかったという声もある。 受け入れる温泉側の苦勞もあると思うが、月一度でもよいかから車のない方の為に送迎はできないか。 | 「湯のまちホット交流事業」は、高齢者の介護予防意識の向上や健康増進を図るほか、交流活動の促進を目的に高齢者の介護予防対策事業として、市内23施設のご理解とご協力により実施している事業であり、令和4年度の利用実績は、申請件数は6,586件(花巻4,852、大迫200、石鳥谷757、東和777)で、のべ利用件数は45,323人となっている。 この事業は、平成22年から開始した事業で、交流活動の促進も目的としていたので、友人・知人等と一緒にご利用いただく場合に利用可能としたものであり、交通手段については友人・知人等の中で確保していただくことを想定していたものである。 しかしながら、コロナ禍による感染を防ぐとの観点から複数以上の利用は難しいと判断して、令和2年5月より一人での利用も可能と変更したものである。その結果、一人でもほぼ毎日利用される方も出てくるなど、この事業の本来の目的と離れてきたことから、令和3年度より利用できる回数を制限することとした。 現在、新型コロナウイルス感染症が5類になるなどコロナ禍は収束してきており、社会活動の制限が緩和されていることから、本事業についても本来の目的である「交流活動の促進の目的から友人・知人等と一緒にご利用いただく場合」に戻すことも考えられるところであるが、一人での利用が多いことから、当面はそのような利用も可能な事業として継続することとしたいと考えている。その上で、特に交通手段のない友人・知人等にも声をかけていただき、交流活動を促進する場として、この事業を利用いただきたいと思います。 なお、市としては各温泉施設等に引き続きこの事業に対して協力して下さることをお願いしたいと考えている。ただ、特に個人利用の回数について制限のないことではありますが、特定の個人の方が特定の温泉施設等にほぼ毎日お見えになり長時間滞在されることで、迷惑に感じていた温泉施設等もあったようである。温泉施設等はあくまでビジネスとして営業しているものであり、この事業に協力するか否かはそれぞれの温泉施設等の営業上の判断によるものである。本事業の利用料はあくまで温泉に入浴することを前提として、長時間の利用までは想定せずに設定されているものをご理解賜り、利用をお願いしたいと思う。 |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|---|--|
| 19 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 地域振興部 石鳥谷総合 支所 | 防災危機管 理課 地域振興課 | 水害時の新堀地区の指定 緊急避難場所について | <p>新堀地区の洪水時の避難所は東部土地改良区、戸塚森森林公園駐車場と、段階的に盛岡南ゴルフ場となっているが、三日堀地区はこれらの施設まで遠く、上っていかなければいけない。 過去に新堀振興センターは浸水したことがないので、再度新堀振興センターを避難所に指定してもらえないか。</p> | <p>(地域振興部長) 新堀振興センターは、洪水時を除く、地震等の災害時に指定緊急避難所に指定している。 新堀振興センターについては過去に浸水したことがないとのことだが、避難所の指定に当たっては、1000年に一度の大雨が降った場合も想定して検討しており、今の段階で確実に安全とは言い切れないことから、避難所は高台の場所として進めていきたい。</p> <p>(総合政策部長) 昨年まで防災関係を担当していた。 県の洪水予想が1000年に一度というところまでの判断が出ており、1000年に一度の大雨が降った場合には新堀振興センターは浸水区域になることから、高台への避難所設置が望ましいということで、地域の方々と複数回にわたり意見交換した経緯がある。その中で、戸塚森森林公園駐車場と盛岡南ゴルフ場(新堀地区)、花巻農業高校の愛農農場(八重畑地区)を使わせていただくことを決定したものである。 市としては、ハザードマップで浸水区域となっている場所を避難所として指定するべきではないと考えている。また、移動する際に土地だけではなく道路の冠水も想定して指定した避難所であるのでご理解いただきたい。</p> <p>(市長) 市では国に対し、新堀と八重畑地区の堤防整備を以前から要望しているが、全国で災害により大きな被害を受けている場所などに莫大なお金を使わなくてはいけない状況であり、国からも過去に浸水していない地区であることから優先順位は低いと言われた経緯がある。 国では1000年に一度の洪水想定区域についてはハード整備は行わないが、100年に一度の洪水想定区域はハード整備を行うと話をしている。新堀地域で言えば、1000年に一度の洪水で約1,800人が浸水区域に居住しており、100年に一度の洪水の場合は約1,300人の住居が浸水区域となるため、堤防の必要性を国に要望したところ、河道掘削を実施した上で、輪中堤防を整備するという話をいただいている。 避難する場所については、これまで地域の皆様とは何度も協議してきているが、北上川の東側については、避難しやすい場所がない状況である。例えば四十四田ダムが決壊した場合、新堀周辺まで影響が及ぶまでに5、6時間かかるので、その間にバスを出して石鳥谷西側の安全な場所まで送り届けることも検討したが、不安であるといった声があり、まずは東部土地改良区を緊急避難場所として指定したところである。 新堀小学校や八重畑小学校の2階も検討したが、道路が冠水した場合に、学校まで行くのは難しく、高い位置に道路を整備することも考えたが、浸水区域の全ての方々が避難する道路を整備することは無理だという結論になった。そうした中で、皆様と協議をして、盛岡南ゴルフ場や愛農農場を指定緊急避難場所としたものである。</p> |
| 20 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 地域振興部 石鳥谷総合 支所 建設部 | 防災危機管 理課 地域振興課 道路課 | 堤防ができた際の水害想定 と避難場所までの道路整備 について | <p>堤防が出来るまで何百年かかるか分からないが、堤防ができた場合に、水害がどの程度になるのかもシミュレーションしてもらいたい。 以前、戸塚森管理棟が避難所だった時、避難所までの道路に倒木や枝が散乱して危険であったので、木の伐採をするなど避難所までの道路整備をお願いしたい。</p> | <p>完全な堤防ではなく、輪中堤防を整備する計画で、今ようやく予備設計、そして測量までできたので、あと数年以内に実施設計、工事着手をして欲しいということをおっしゃるは国に対して要望している。 避難所までの道路環境について、側溝に蓋をしたり、木を伐採して避難しやすくすることなどについては市で行うこととしており、国には早期に堤防整備を実施して欲しいと要望しているので、ご理解いただきたい。</p> |
| 21 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 総合政策部 | 人事課 | 会計年度職員について | 現在の会計年度職員は何名いるか。 | 5月1日現在、市全体で527名である。 |
| 22 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 総合政策部 | 人事課 | 会計年度職員について | 会計年度職員の採用は、どこの部署でどのように決定しているのか。 | 基本的にハローワークへ求人を出し、そこから応募していただく形である。 採用については、基本的には採用する課が面接を行っているが、前年度からの勤務実績がある方については勤務態度や勤務実績等も加味している。 |
| 23 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 総合政策部 | 人事課 | 市職員の定年延長について | 市職員の定年延長も出てくると思うが、職員の定年に合わせた形で会計年度職員を採用し、その合計人数が定員適正化計画の人数となるのか。 | 公務員の定年延長は今年度末の退職者から順次、2年に1歳ずつ伸びていき、今年度中に56歳になる職員から全て定年が65歳となる。 定年する職員の補充は基本的には正職員で補充することとしており、会計年度職員での補充は考えていない。また、適正化計画は正職員数をどうしていくかの計画となり、会計年度職員は含まれていない。 今後の会計年度任用職員の数については、業務の見直しやDXによる業務の効率化を進めながら、縮小させていく必要があると考えている。 |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|------------------|------------------|-----------------------|--|--|
| 24 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 地域振興部 石鳥谷総合支所 | 防災危機管理課 地域振興課 | 水害時の新堀地区の指定緊急避難場所について | 避難場所について、堤防もなく、遠い場所に避難所があるのは不安である。 陸前高田市の嵩上げを見てきた。 新堀振興センターの辺りが新堀地区の中心なので、公共工事等で出た土を盛って避難所を造って欲しい。造る際には農機具も避難できるようにして欲しい。 | (地域振興部長) ご意見としては何うが、嵩上げをするには相当広い面積が必要となり、新堀の良好な農用地を潰すことにも繋がりがかねないので、難しいと思う。 (市長) 陸前高田市は東日本大震災により数万人の方が犠牲になり、国が莫大な復興支援金を出して公共事業が行われてきたものであり、それと同じようなことを新堀地区でも実施して欲しいというのは無理である。 また、近年の公共工事で花巻地域で大量の土が排出されたのは、釜石自動車道の整備が最後であり、今後そのように大量の土がでる工事予定はない。こういうことができればいいということ、現実的にできることは別の話であり、先ほど申し上げたように、浸水区域に避難させるというのは、基本的に出来ないことである。 本来であれば、新堀小学校の2階に避難するのが一番いいのだが、それができずに苦慮している。要するに、土を盛らなくても新堀小学校の2階に避難すれば、今の浸水想定では1000年に一度の洪水でも命は助かるが、それが出来ないということである。 さらに、農機具も守りたいということも非常に大事なことが、農機具を守るための場所を整備することについて国は支援をしてくれない。激甚災害ということで、100%ではないと思うが、被害が出た際に国に支援してもらえないところである。 こういった被害を一切出さないように国全体を整備することは、国土強靱化予算を現在の5年間で15兆円から100兆円まで増やしたとしてもできないことである。 現実的な部分で何をしていくかについて話し合っていかなければならない。 (総合政策部長) 洪水時の避難の場合、市ではダムの決壊や川の増水といった情報はある程度予想し、早い時間、そして明るい時間帯に避難情報をお知らせするので、例えば高台へ農機具を移動させる時間もあると考えている。 また、農機具を避難させる場所ということは、自家用車についても避難させるということにもなり、建物の他に何百台分の駐車場を確保するというのは現実的には非常に難しい話である。現実的に命を守るための避難所ということをご理解願いたい。 |
| 25 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 総合政策部 | 秘書政策課 | 花巻市まちづくり総合計画について | 令和6年度からの新たな総合計画の策定について、策定スケジュールと市民参画の方法をお聞きしたい。 また、課題解決だけではなく、花巻市の魅力を発信して、市民がわくわくするような計画策定をしていただきたいと考えており、そのために市民の参画だけではなく、民間コンサルを入れて策定することも考えてほしい。 | 現時点での予定であるが、7月をめどに素案について市民の皆様のご意見をお聞きするため、市内各地区での説明会を予定している。そこでいただいた意見を参考に案を作成し、パブリックコメントを実施する。当初、9月市議会へ提案し、そこで市議会の議決をいただくというスケジュールを予定していたが、遅れる可能性もある。 民間コンサルは策定作業の開始時点から委託しており、現在も協力し、意見を伺いながら実施している状況である。 また、これまでの市民参画は広報等でもお知らせしているが、23歳以上の一般部門と、22歳までの若者部門のワークショップを開催したほか、10団体以上の各種団体とも意見交換しながら、素案という形で現在まとめているところである。 今後についても、市民の皆様のご意見を参考にしながら進めていきたい。 |
| 26 | R5.5.23 | 市政懇談会 | 新堀 | 地域振興部 石鳥谷総合支所 | 地域づくり課 地域振興課 | 区長制度について | 区長制度を廃止した市町村があるが、花巻市でも検討しているか。 高齢化により、なり手がいなくなることを心配している。 | 他地区の市政懇談会でも区長制度の必要性について意見が出されたこともあり、今年の区長会の役員会でも意見交換を行っているが、区長には地域の代表として様々な活動をしていただいているほか、広報の配布などを行政から依頼していることもあり、地域の方々に行政からの情報を伝える上でも重要な役割を果たしていることから、区長制度は継続していく必要があると考えている。 区長業務については、多忙化が一つの問題であると認識しており、多忙化の解消についても検討を進めているので、区長会の方や役員の方々と情報共有しながら、今後どのようにしていくかは一緒に考えていきたい。 |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|--------------|----------------|--------------------|---|--|
| 27 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 健康福祉部 農林部 | 長寿福祉課 農村林務課 | 地域における福祉支援の在り方について | <p>高齢化が急激に進む中で、自治会が中心になり地域における介護支え合いを目的とする支援制度の立ち上げを計画している行政区がある。</p> <p>ついでに、この福祉支援制度についての説明、取り組み上での課題等をご指導願いたい。</p> | <p>【健康福祉部長】 市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるような様々な取り組みを行っており、その一つとして、介護保険のいわゆる総合事業において、地域の住民ボランティアが雪かきやゴミ出し、通院や買い物における付き添い支援など、高齢者の生活の困りごとを支援する「ご近所サポーター事業」を実施している。市内の取り組み団体は13団体となっており、支援の内容としては、掃除、洗濯、ゴミ出し、買い物、話し相手など身体に触れない生活支援のほか、通院や買物の付き添いなどの生活援助などを実施している。</p> <p>令和4年度の実利用者数は市全体で100人、延べ利用回数は1,949回となっている。</p> <p>事業の対象者は、65歳以上の高齢者のうち、要支援認定者(要支援1、要支援2)及び「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下が認められた方である。</p> <p>また、「ご近所サポーター事業」の担い手養成として、「花巻市総合事業生活支援ボランティア養成研修」を開催している。</p> <p>さらに、「生活支援体制整備事業」として、地域団体が生活支援の事業を行う場合の事業の立上げに対する補助も行っている。補助対象は「ご近所サポーター事業」を実施する団体で、かつ、サービス提供の範囲が行政区の区域以上の団体とし、事業を立ち上げるための経費として10万円を上限に補助を行うものである。</p> <p>取り組み上での課題としては、「ご近所サポーター事業」は、地域団体等でサービスメニューや利用料を設定することとなるが、広い面積を有する当市では、地域や地区によって環境や状況が異なり、それに伴う課題も異なるため、地域のニーズを十分に把握した上で支援メニューを設定することが必要と捉えている。</p> <p>既に生活支援に取り組まれている団体においては、支援を提供するボランティアの担い手が不足している団体等もあることから、人材確保についても課題と捉えている。</p> <p>【農林部長】 農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位として農用地を維持管理を主目的とする協定を締結した集落等が行う農業生産活動等に対して交付金が交付される中山間地域等直接支払交付金制度があり、矢沢地区では17の集落協定が締結されている。この集落において、高齢者や独居世帯の見回りや交通弱者を対象とした通院・買い物支援、高齢者世帯の除雪作業などを集落協定の活動計画を立てて取り組んだ場合には、営農以外の活動費に対しても200万円を上限に補助金が加算交付されるメニューがある。ただし、加算措置を受ける場合は、定量的な目標設定が必要で、目標未達の場合は返還もあり得るほか、5年間の取り組み期間を跨ぐ場合、取り組みを発展させるなどしなければ加算を受けられないなどの要件がある。</p> <p>なお、現在、矢沢地区においては3つの中山間集落協定が高松第3行政区ふるさと地域協議会に委託して、独居世帯の見回り、通院・買い物支援、配食サービス、除雪作業を実施しており、この活動費として中山間直接支払交付金が使用されている。</p> |
| 28 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 建設部 | 道路課 | 市道の草刈りについて | <p>鳥バイパスが整備された当初は、路肩の草が伸びて交差点の見通しが悪いとの苦情が多かった。</p> <p>令和3年度には、岩手県の住民団体等への草刈り業務委託制度に加入し、自分たちの地域は自分たちで管理をするという意識をもって実施しているが、市道の草刈りについて、花巻市として補助制度は設けているか。</p> | <p>市道の草刈りについて、路線によって地域に草刈りを委託しているケースはあるが、地域で草刈りをした際に市で補助金を出すという制度はない。</p> <p>委託を受ける地域の方々も高齢化が進んでおり、委託を受けることが難しくなっている地域もあると認識している。</p> |
| 29 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 健康福祉部 | 長寿福祉課 | 花巻市の健康寿命について | <p>花巻市の健康寿命は何歳となっているか。</p> | <p>本日は資料を持ち合わせていないため、後日回答する。</p> <p>【長寿福祉課】 健康寿命を補完する指標である「日常生活自立期間」について、健康づくり課が所管する第3次健康はなまき21プラン第2章花巻市の現状「平均寿命の現状」「平均自立期間の現状」掲載資料(7ページ)を矢沢地域振興会事務局へ送付済</p> |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|------------|------------|-------------------|--|--|
| 30 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 建設部 農林部 | 道路課 農政課 | 草刈りについて | <p>草刈りについては補助金がないとのことで、一部では地域の団体が委託を受けているとの話があったが、それ以外は市道に隣接する田んぼの所有者などがボランティアで刈っているということか。</p> <p>平場であれば、隣接する農地の所有者が刈ってくれることも多いかと思うが、道路と農地の間に高低差があると、中間部分は刈られずに草が伸びきっているところもある。そのように対応が難しい場所については、市で対応してもらえないものか。</p> | <p>【建設部都市政策・都市機能整備担当部長】 自分自身もそうだが、自分の所有する農地に近い場所については、市道であっても刈っている場合がある。また、市民一斉清掃などの機会に、地域で草刈りをしているところもあると思う。地域への委託については、合併前からの地域性というものもあり、継続してお願いをしているというものである。市道の維持管理は市の道路課で担当しており、草が伸びてきて、交通安全上、非常に危険だという場合は、市で直接刈ることもある。</p> <p>【農林部長】 地域によっては、多面的機能支払交付金の制度を活用しながら、農地周辺の水路と併せて草刈りをしている地域もあると認識している。</p> |
| 31 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 農林部 | 農政課 | 草刈りについて | <p>地域内にも環境保全の会などの団体があるが、そうした団体が草刈りをするのは用水路で、法面などの草刈りはしてもらえない。</p> | <p>草刈りをする範囲については、地域の取り決めによるものであると認識している。他地域では、水路だけでなく農道の周辺も草刈りをしている地域もあると認識している。</p> |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|--------------|----------------|-------------------|--|---|
| 32 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 建設部 健康福祉部 | 都市政策課 長寿福祉課 | 公共交通問題について | <p>矢沢地区を走行する路線バスは大迫花巻線、高木団地線と限られた地区となっている。高齢化に伴う足確保は重大な課題となっており、今後ますます進む高齢化による交通弱者は増大の一途を辿ることが予想される。市としての対応を伺いたい。</p> <p>また、現在市街地循環バスが運行されているが、矢沢地区は宮沢賢治記念館等の観光名所も多数あり、新たな循環バスの運行の希望も多く上がっている。今後の見通しを伺いたい。</p> | <p>【建設部都市政策・都市機能整備担当部長】 本市の地域公共交通の維持確保の取組みは、計画期間を平成29年度から令和5年度までの7か年とする「花巻市公共交通網形成計画」に基づき、花巻市立地適正化計画に位置づけられている拠点間を結ぶバス路線を幹線路線として維持を図りながら、各拠点内の支線となるバス路線について、民間事業者による路線維持が困難になった場合に、順次、予約応答型乗合交通への転換を実施することとしている。</p> <p>矢沢地域における公共交通の現状としては、合併前の旧大迫町と旧花巻市を結ぶ「大迫花巻線」、旧東和町と旧花巻市を結び、宮沢賢治記念館や宮沢賢治童話村などを經由する「土沢線」、地域内を運行する「高木団地線」の幹線2路線、支線1路線が運行されている。</p> <p>路線バスについては、市ではこれまで「大迫花巻線」や「市街地循環バス」などのコミュニティバスを独自で運行しているほか、民間事業者が運行する赤字路線の赤字額を補てんするなどにより、バス路線の維持を図ってきたが、路線バス運行事業者である岩手県交通株式会社では、経営状況や運転士不足を理由に、近年、市内複数バス路線の減便をしている状況である。今後、岩手県交通株式会社かどのようにバス路線を維持していくか不透明な状況の中、矢沢地域を運行する国庫補助路線の「土沢線」についても、補助金額を上回る赤字額となっており、路線の存続について危機感を持っているところである。</p> <p>このような状況で、路線バスの維持確保はバス路線の赤字額の補てんのみでは、極めて難しい状況であることから、市としては、岩手県に対して経営状況が厳しい状況にある岩手県交通に対し、県と関係市町村が一体となった財政支援について要望しており、また、国に対しても運行事業者への財政支援を要望しているところである。</p> <p>また、矢沢地域では矢沢、幸田、高木地区以外ではバス路線が無く、また、路線バスが運行している地区でもバス停留所から離れているなど、一定の交通空白地域があることは把握しているが、高木地区にはタクシー事業者もあり、地区によっては利用できる輸送資源が異なっている状況にあることから、矢沢地域の移動手段の確保は、バス路線・タクシー等、既存の公共交通に与える影響を最小限にした移動手段の導入を検討してまいりたいと考えている。</p> <p>市街地循環バスについては、市街地での利便性を高めることを目的として、右回りを「ふくろう号」、左回りを「星めぐり号」として1日10便、市街地を1時間に1周する形態で運行し、令和4年度は年間84,391人が利用している。</p> <p>循環バスのルート変更や拡大等の要望については、矢沢地域のほか、他の地域からもご要望をいただいているところではあるが、現在の市街地循環バスは、その運行形態の利便性から多くの方に利用いただいていると捉えており、現在のルートを拡大することにより周回時間の増加や運行便数の減少などによる利便性の低下が懸念されることから、現時点では運行ルートの拡大は難しいと考えている。</p> <p>また、新たな循環バスの運行について、市街地循環バスは国の運行事業許可を受けて運行しているが、路線を新規に設置する場合は、既存バス路線との重複を避けなければならないという条件があり、現在、観光施設を經由し運行している「土沢線」と運行経路が重複することから、運行事業許可を得ることとは、現時点では困難であると認識している。</p> <p>市では「花巻市地域公共交通網形成計画」の計画期間が令和5年度までとなっていることから、新たな「地域公共交通計画」を令和5年度内に策定することとしている。市としては、先ほど申し上げた通り、県交通がバス路線を縮小している中で、県及び各市町村と協力して、そのバス路線を可能な限り維持するために今後さらに市の補助金が増額されると見込んでいるところであることから、新たな循環バスを運行することは市の財政上の観点からも困難と現時点では考えている。</p> <p>【健康福祉部長】 当市では、高齢者の移動手段の確保として「高齢者福祉タクシー等事業」のほか、交通手段が不足している地域に居住する高齢者の通院時のタクシー利用料金を助成する「高齢者通院時交通費助成事業」を実施している。</p> <p>また、先ほど説明した「ご近所サポーター事業」において、買い物、病院等への付き添い等を実施する団体が市内には7団体あり、矢沢地区においては高松第一、第二、第三行政区のふるさと高松げんき村において取り組んで頂いている。</p> <p>交通手段が無いひとり暮らし高齢者等の移動手段の確保については、市としても重要な課題と捉えている。県交通の経営状況によりバス路線が次々に廃止となる状況において、公共交通を確保するために市がどのような支援を行っていくかについては、財政上の制約もあり大変難しい状況にあるが、市としては高齢者の交通の確保を含め、公共交通のあり方を検討している状況である。</p> |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|-----|-------|------------------------|--|--|
| 33 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 建設部 | 都市政策課 | 公共交通に関するアンケート結果の公表について | 令和3年11月に矢沢地区の日常や外出に対する公共交通のアンケート調査が実施されたが、その結果について都市政策課に尋ねたところ、公表できないとのことであった。アンケート調査の結果は公表すべきではないか。 また、アンケート調査の集計は市の職員が行っているかも併せて伺いたい。 | アンケート調査については、地域ごとに分けておらず、矢沢地域だけを切り取った資料は作成していないので、ご了承願いたい。 集計については、業者に委託して行っている。 |
| 34 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 建設部 | 都市政策課 | 公共交通問題について | 東十二丁目の公共交通について、都市政策課と話をした際に、5年間はバス路線の整備等はできないという話をされた。 | おそらく、今の地域公共交通網計画が令和5年度までを計画期間としていることから、その期間内に対応するのは難しいという話をしたと思う。 市内全域、公共交通に関する課題は様々あり、それに対応するために、令和5年度中に新たな地域公共交通計画を作成することになる。その中でどのように対応するかを検討することから、対応しないということが決まっている状況ではない。地域の希望どおりになるかは分からないが、5年間何の対応もしないということはないと考えている。 |
| 35 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 建設部 | 都市政策課 | 公共交通に関するアンケート結果の公表について | 市として広くアンケートを取った結果を公表できないというのをおかしいのではないか。機密性のあるような調査でない限りは公表すべきだと思う。 | 公表できないと言った経緯が分からないが、ご意見のとおりだと思うので、持ち帰って公表の可否について再度確認したい。 |
| 36 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 建設部 | 道路課 | 市道の草刈りについて | 荒屋敷地区では、20年近く市から草刈り業務を受託していた。高齢化が進む中、危険な場所での作業は難しいということで、今年度は契約を見合わせることにしたが、その結果、歩道に草が生い茂ってきており、景観が悪く危険な状態となっている。 市道であることから、歩道の草刈りを業者に委託をするなどして、対応してもらえないものか。 | 草刈りについては、一部市の直営で行っているところもあるが、通学路で交通安全上問題のある道路や幹線道路を優先的に行っている状況である。 今回のお話しは、これまで市からの委託を受けて地域で草刈りをしてきた部分について、地域で受託できない状況となり、歩道に草が伸びて衛生上も問題があるということだと思う。 今は具体的な場所も分からないので、持ち帰って担当課にお伝えする。 ※問い合わせの箇所は、花巻南大橋東側の北上川堤防付近から東に180m程までの路線であり、6月12日(月)に道路パトロールで現地確認し、6月下旬に業者委託で草刈りを行う予定。 |
| 37 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 農林部 | 農政課 | 指定棚田地域振興活動計画について | 中山間地域には、大迫町や東和町のように国が認めている中山間地域と、旧花巻市のように岩手県特認の中山間地域がある。 岩手県特認の中山間地域は花巻市内に約500ヘクタールあるが、そのほとんどは矢沢地域である。この地域は国の認める中山間地域ではないため、国の中山間地域に係る事業は活用することができない。 国では、市が指定棚田地域振興活動計画を作成すれば、中山間地域として認めるという制度を設けており、人口減少や高齢化が進んでいる現状において、花巻市でも棚田計画の検討をお願いしたい。 中山間に係る交付金の財源は国、県、市で3分の1ずつ負担しているが、棚田計画を作成すると国の負担が2分の1となり、県と市の負担が4分の1になるので、浮いた財源を活用して、福祉支援や交通問題も含めた地域課題の解決に取り組んでいただきたい。 | 棚田指定について、県内では遠野市と紫波町が認定されていると認識している。 棚田指定を受けることで、多岐に渡る事業を行うことができるので、皆さんの意見を聞きながら検討していきたい。 |

| 番号 | 年月日 | 種別 | 地区名 | 担当部 | 担当課 | 参加者発言趣旨 (タイトル) | 内容(要旨) | 懇談会での回答(現状・取り組み状況等) |
|----|---------|-------|-----|-------|---------|--------------------|--|---|
| 38 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 農林部 | 農村林務課 | ため池について | <p>駒板地区には湧水だけでできている大きな堤があり、法務局で調べたところ、明治時代からあるもので所有者が100人以上いることが分かった。</p> <p>昨年、市から届いた防災マップでは、堤が決壊した場合に浸水する範囲が示されていたが、決壊するまで放置することはできない。</p> <p>共同所有地ということで、51%の賛同があれば整備をすることができるのだが、所有者の状況も分からない状態である。</p> <p>個人の所有地であり、市で整備することはできないのかもしれないが、農業用のため池であるため簡易的にできる対応について検討いただけないか。</p> | <p>【松田副市長】 明治時代からの話となると、相当数の相続人となり、調査をするのは難しいと思う。このような事例は、当市だけに限ったものではないと思うので、県の農政担当にも確認するなどし、市としてできることがあるか調べたい。</p> <p>【農林部長】 ため池については、近年の大災害を受けて、国土強靱化ということで、県で防災重点ため池を指定している。今回お話しいただいた堤についても、持ち帰って調べてみたいと思う。</p> |
| 39 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 生涯学習部 | スポーツ振興課 | 矢沢地区へのドームの整備について | <p>花巻地区のグランドゴルフ協会の担当をしており、東和の毘沙門ドームを使用している。</p> <p>矢沢地区には矢沢球場があるが、利用するためには様々な条件があり、利用が少なくなっている状況である。</p> <p>矢沢地区にもドームの整備をしていただけないか。</p> | <p>市として多くの公共施設を抱えており、それらが老朽化してきているというのが一つの課題となっている。</p> <p>今後作らなければいけない公共施設もあるが、公共施設はできるだけ減らしていくという方針であり、今ある施設については修繕等をしてしながら維持管理に努めているところである。</p> <p>過去には、ゲートボール関係の方々から、屋内ゲートボール場を整備してほしいという要望をいただいたこともあるが、財政的な観点からも、優先順位をつけて様々な施設を整備している状況であり、屋内ゲートボール場のような施設を建てるということには対応しかねる状況である。</p> <p>毘沙門ドームについても、令和3年度、約1億2,300万円をかけてシート張替と照明LED化を行っている。</p> <p>新しく施設を作るということは、維持管理費も掛かってくることになるので、ドームの整備は現実的には難しいと考えている。</p> |
| 40 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 市民生活部 | 生活環境課 | 岩手県化製油脂共同組合の悪臭について | <p>岩手県化製油脂協同組合の悪臭について、矢沢地区にも対策協議会があり、年に1度の総会後には研修をするなど様々な取り組みを行っているが、市の姿が見えてこない。</p> <p>臭いがあるときには市に電話をすることになっているが、数字を報告されるだけで、その後の対応が見えないので、姿の見える対応をお願いしたい。</p> | <p>悪臭問題に関して、市の対応が見えてこないということについて、お詫び申し上げます。</p> <p>ここ3年間は、コロナ禍ということもあり、工場への立ち入りも思うようにできない状況であった。さらに、矢沢地域環境対策協議会についても、対面での開催ができずにいたため、対策が見えなかったということになってしまったと思う。</p> <p>昨年には、佐藤峰樹議員から一般質問を受け、県に対して、県でも立ち入りをし、施設設備について指導を行えるよう県の条例を改正していただきたいと要望しており、今年度も継続して要望することとしている。</p> <p>5月20日には、市で悪臭技術参画をお願いしている方に来ていただき、立ち入りを実施した。平成28年に改善勧告が出されてから、7年ほどが経過しており、改善勧告を受けて修繕した設備についても古くなってきている状況である。市としては、技術参画のアドバイスをいただきながら、悪臭を減らすための対策を講じるよう指導していきたい。</p> <p>今後、改善されない場合には、弁明の機会を設け、それでも改善が確認できなければ改善命令が出されることになる。最終的に工場が稼働できなくなり、県内の畜産関係に大きな影響を及ぼすことになるため、農政関係部や県の保健所など、関係機関と連携しながら対応していきたい。</p> |
| 41 | R5.5.30 | 市政懇談会 | 矢沢 | 消防本部 | | 全焼した住宅への対応について | <p>槻木部落で昨年の12月に住宅火災が発生し全焼となったが、現在も焼けた住宅が残っている状態である。</p> <p>近隣の方は、焼けた家を毎日目にしながら生活しなければいけない状況であるので、早急に対策を打っていただきたい。</p> | <p>個人の財産であり、基本的にはご本人に片づけていただくことと思うが、市としてどのような対応ができるかということについては、情報収集したい。</p> |